

## 議案の提出について

栗山町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり、栗山町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年3月19日

栗山町議会議長 鵜川和彦様

提出者	栗山町議会議員	鈴木千逸
賛成者	〃	端師孝

## 議案第97号

### 栗山町議会委員会条例の一部を改正する条例

栗山町議会委員会条例（平成19年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「7人」を「6人」に改め、同号イ中「経営企画課」を「企画財政課」に改め、同号エ中「若者定住推進課」を「定住推進課」に改め、同条第2号ア中「産業振興課」を「農林課」に改め、同号イ中「ブランド推進課」を「商工観光課」に改め、同号ク中「環境政策課」を「環境生活課」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。